

環境保全型農業直接支払交付金における
「有機農業の取組」の支援対象作物の判定について

茨城県農林水産部農業技術課

環境保全型農業直接支払交付金における有機農業（化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業）の取組に関して、本県で慣行基準を設定していない作物を対象に、通常の営農管理における化学肥料・化学合成農薬の使用状況の確認及び「有機農業の取組」の支援対象となるかどうか判定を行いましたので、その結果を以下のとおり公表します。

有機農業の取組における対象作物の判定結果

作物名	通常の営農管理における 使用の有無		有機農業の取組に おける支援の可否	判定根拠	判定年度
	化学肥料	化学合成農薬			
青パパイヤ	○	○	可	他県慣行基準等	令和５年度
菜花（アブラナ）	○	○	可	他県慣行基準等	令和７年度
ウド	○	○	可	他県慣行基準等	令和７年度
モロヘイヤ	○	○	可	他県慣行基準等	令和７年度
ターサイ	○	○	可	他県慣行基準等	令和７年度
サヤエンドウ	○	○	可	他県慣行基準等	令和７年度
スナップエンドウ	○	○	可	他県慣行基準等	令和７年度
グリーンピース	○	○	可	他県慣行基準等	令和７年度
ルッコラ	○	○	可	他県慣行基準等	令和７年度
冬瓜	○	○	可	他県慣行基準等	令和７年度
小豆	○	○	可	他県慣行基準等	令和７年度
ツルムラサキ	○	○	可	他県慣行基準等	令和７年度
空心菜（エンサイ）	○	○	可	他県慣行基準等	令和７年度
バジル	○	○	可	他県慣行基準等	令和７年度
ウリ	○	○	可	他県慣行基準等	令和７年度
パッションフルーツ	○	○	可	他県慣行基準等	令和７年度
キクイモ	○	○	可	他県慣行基準等	令和７年度
豆苗	－	－	否	－	令和７年度
茎ブロッコリー	○	○	可	他県慣行基準等	令和８年度
チコリ	○	○	可	他県慣行基準等	令和８年度
ヤーコン	○	○	可	他県慣行基準等	令和８年度
紫キャベツ	○	○	可	他県慣行基準等	令和８年度
サラダ菜	○	○	可	他県慣行基準等	令和８年度

作物名	通常の営農管理における 使用の有無		有機農業の取組 における支援の 可否	判定根拠	判定年度
	化学肥料	化学合成農薬			
コリアンダー(パクチー)	○	○	可	他県慣行基準等	令和８年度
つるなしインゲン	○	○	可	民間カタログ	令和８年度
ヤングコーン	○	○	可	民間カタログ	令和８年度
食用ホオズキ	○	○	可	県試験研究成績	令和８年度
大葉	○	○	可	他県慣行基準等	令和８年度
ローズマリー	○	○	可	他県支援対象作物	令和８年度

※通常の営農管理における使用状況欄の一印は、他県の慣行基準や県等の技術指針等がなく、使用・不使用の判定ができないもの。

【参考】

環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生産第 10954 号） 抜粋

第 4 の 1 の（５）有機農業

ア 要綱別紙第 1 の 4 の（５）の有機農業の取組は、以下の要件を全て満たすものとする。ただし、通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物、水耕栽培等土壌を利用しない栽培方法で生産される作物及び永年性飼料作物については、支援の対象としないものとする。なお、有機農業への転換期間中のほ場（（ウ）に規定する要件への転換を開始したほ場であって、（ウ）に規定する要件に適合しないものをいう。）における取組も支援対象とする。（当該ほ場において初めて有機農業への転換を行う場合に限る。）

（略）

イ アの通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物かどうかの判定については、２の（１）の慣行レベルを踏まえて行うことを基本とし、慣行レベルが設定されていない作物については、都道府県が作成している栽培技術指針等により判定するものとし、都道府県は、この判定結果について速やかに公表するものとする。

なお、慣行レベルが設定されており、かつ、化学肥料又は化学合成農薬のうちいずれか一方の資材の慣行レベルがゼロである作物であっても、本作物について慣行レベルを策定している都道府県のおおむね５割以上において当該資材を慣行的に使用している場合については、都道府県は、これを支援の対象とすることができるものとする。

ウ 炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合は、土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、緑肥の施用又は炭の投入のいずれか１つ以上を実施すること。